



NEW PROJECT ホームページリニューアルのお知らせ

社労士法人トップアンドコアのホームページがリニューアルしました。人事・労務分野における豊富な実務経験を基盤に、労務監査・診断サービス 労務シェアードサービスなど幅広い課題にワンストップで対応いたします。

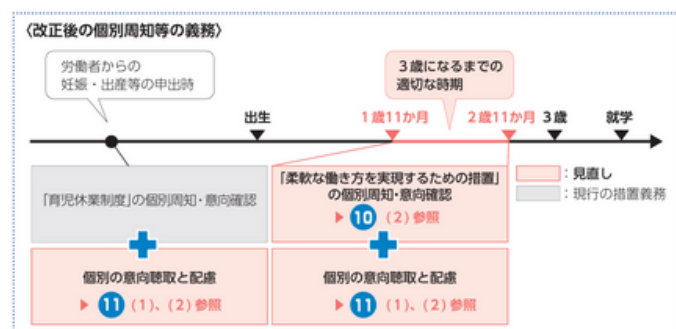
企業の成長のために信頼できるパートナーとして寄り添い続けます。新たなサイトでは、最新の法令や制度改正情報に加え、実績のご紹介やお客様からのお声などより多くのお客様に役立つ情報を発信します。

>>>



TOPIC 10月1日改正育児介護休業法

個別の意向聴取・配慮義務が始まります



時期 労働者が本人or配偶者の妊娠・出産等の申出時
労働者の子が3歳になるまでの適切な時期

内容 ①勤務時間帯（始業および終業の時刻）
②勤務地（就業の場所）
③両立支援制度等の利用期間
④仕事と育児の両立に資する就業の条件（業務量、労働条件の見直し等）

▶意向をすべて叶える必要はありませんが、配慮のため検討した結果を記録に残すようにしましょう。

TOPIC 令和7年地域別最低賃金

全国加重平均額は昨年度から66円引上！

昭和53年度以来、最大の引き上げとなった令和7年。全国47都道府県で63円～82円、中でも80円以上の引き上げとなる3地域への影響は計り知れません。（長崎、高知、沖縄県）

▶地方拠点の人件費増加に伴う全国的な体制の見直しが求められます。

主要都市抜粋

都道府県	ランク	改定前 円	改定後 円	引上額 円	発効予定日
東京	A	1,163	1,226	63	2025-10-03
大阪	A	1,114	1,177	63	2025-10-16
愛知	A	1,077	1,140	63	2025-10-18
福岡	B	992	1,057	65	2025-11-16

SUBJECT 「就活セクハラ」防止対策そろそろ準備を

令和7年6月11日公布の顧客ハラスメント防止義務化と同時に「求職者等へのセクハラ」防止対応が義務付けられました。対象は学生やインターンなどの求職者で、事業に関わらず対応が求められます。

▶詳細は指針にて示される「就活セクハラ」防止対策ですが、指針を待たずに次年度4月の就業規則改定を検討する企業が増えています。就業規則の改定は弊社へご相談ください。



INTRODUCE 小西道代による講談社「コクリコ」連載紹介

「コクリコ (cocreco)」は講談社が運営するウェブメディアで、子育て・育児を中心に、「妊娠・出産」「健康・安全」「暮らし」等のテーマで記事が掲載されています。今回はトップアンドコア代表 小西 道代 が連載した記事を紹介します。ぜひともご覧ください。

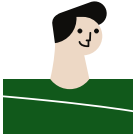
>>>



みんなの知りたいこと、答えます。 特定最低賃金ってなに？



最低賃金の上昇が目まぐるしい中、製造業や小売業のお客様からのお問い合わせの多い内容です。
「こんな時、他社ではどうしているんだろう？」と悩むことはありませんか？



Q

「特定最低賃金」とは何ですか？通常の最低賃金とどう違うのですか？

「特定最低賃金」とは、産業ごとに決められた最低賃金

通常の最低賃金は「地域で働くすべての人」に適用されますが、特定最低賃金は特定の産業で働く人に適用されます。

特徴は「対象の産業が都道府県ごとに異なる点」

全国に拠点や事業所、店舗を持つ会社の場合、都道府県ごとの対象産業を確認する必要があります。

確認漏れが発覚したとのご相談も少なくありません。

(令和7年3月末時点で全国約296万人の労働者が対象)

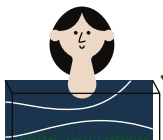
A



参考：東京都

「最低賃金は2種類あります」

A 「特定（産業別）最低賃金」の対象産業に該当しない方	B 「特定（産業別）最低賃金」の対象産業に該当する方
☒ 地域別最低賃金 が適用されます。	☒ 特定（産業別）最低賃金 が適用されます。
東京都の最低賃金が改定されます。	対象産業
時間額 1163円 → 1226円 発効年月日 2024/10/01 発効年月日 2025/10/03	建設業 はんしん機械製造業、生産用機械器具製造業 東京市機械製造業、東京市機械製造業、時計・時計部品、時計製造業 自動車・同製品製造業、船舶製造・修理業、船舶修繕製造業、航空機・同製品製造業



Q

通常の最低賃金と「特定最低賃金」どちらを優先すればいいですか？

いずれか高い方が適用されます。

過去には「特定最低賃金」は、通常の最低賃金よりも高い水準で設定されていました。しかし、長期間改定されない産業もあることから、逆転現象が発生しています。

参考：東京都 「鉄鋼業の特定最低賃金は871円」

鉄鋼業			
規定	日額(円)	時間額(円)	発効年月日
1 適用する使用者 東京都の区域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者			
2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者		871円 859円	2014/03/23 2012/12/31

いかがでしたでしょうか。今年も通常の最低賃金の大幅引き上げが決定しました。
対象の産業に該当する皆様、「特定最低賃金」との見比べをお忘れなくお願いします。